
平成30年第3回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成30年9月3日(月)

1. 議事日程第2号

平成30年9月3日(月) 午前10時開議

第1 議案質疑

(議案第62号から議案第81号、諮問第1号、報告第7号及び報告第8号)

第2 決算特別委員会の設置について

第3 決算特別委員会委員の選任について

第4 上程議案の委員会付託

(議案第62号から議案第81号、請願第2号及び陳情第1号)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

(議案第62号から議案第81号、諮問第1号、報告第7号及び報告第8号)

日程第2 決算特別委員会の設置について

日程第3 決算特別委員会委員の選任について

日程第4 上程議案の委員会付託

(議案第62号から議案第81号、請願第2号及び陳情第1号)

出席議員(13名)

1 番	中 尾 拓	2 番	松 本 真由美
3 番	大 野 元 秀	4 番	小 幡 幸 範
5 番	松 下 善 法	7 番	廣 澤 俊 幸
8 番	石 井 龍 文	9 番	宿 利 忠 明
10 番	秦 時 雄	11 番	高 田 修 治
12 番	藤 本 勝 美	13 番	繁 田 弘 司
14 番	河 野 博 文		

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 山 本 五十六

議 事 係 長 山 本 恵一郎

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 宿 利 政 和

教 育 長 秋 吉 徹 成

総 務 課 長 村 木 賢 二

まちづくり
推 進 課 長 中 島 圭 史

まちづくり推進課
総合戦略室長 衛 藤 正

税 務 課 長 石 井 信 彦

福祉保健課長 本 松 豊 美

住 民 課 長 小 幡 弘

建設水道課長 梅 木 良 政

建 設 水 道 課
水 道 室 長 穴 井 智 志

農林業振興課長 藤 林 民 也

農 業 委 員 会
事 務 局 長 渡 邊 克 之

商工観光振興
課 長 秋 好 英 信

会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 江 藤 幸 徳

人権同和啓発
センター所長 帆 足 浩 一

教 育 総 務 課 長 横 山 芳 嗣

新中学校開校
推 進 室 長 長 尾 孝 宏

学 校 教 育 課 長 佐 藤 貴 司

社会教育課長兼
中央公民館長 瀧 石 裕 一

わらべの館館長
兼久留島武彦
記念館事務局長

監 査 委 員 河 野 好 美

総 務 課 長
行 政 係 長 和 田 育 男

午前10時00分開議

○議 長（河野博文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明、言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

本日は、議案質疑となっております。

質疑に入る前に、平成29年度玖珠町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算審査について、監査委員に審査結果の報告を求めます。

代表監査委員河野好美君。

○監査委員（河野好美君） おはようございます。監査委員の河野でございます。

平成29年度玖珠町各会計決算及び水道事業会計決算の審査を藤本監査委員と実施しましたので、その結果について御報告いたします。

最初に、一般会計及び特別会計より報告いたします。

平成29年度玖珠町歳入歳出決算、基金運用状況を示す書類及び財政健全化の審査意見書の1ページをお開きください。

1ページから2ページにかけて、審査について、審査の対象、期間、時間、場所、方法、提出時期、内容を記載していますので、御一読をお願いいたします。

次に、3ページに移ります。

審査の結果

平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は第1表のとおりで、審査に当たっては、監査基準並びに重点審査1から14に至る事項について詳細に審査しましたが、違法な点は見受けられず、かつ関係帳簿、証拠書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認しました。

また、予算の執行収入支出事務の処理については、適正に処理運用されており、それぞれ適法かつ適正であることを認めました。

第1表に示してあります決算額であります。一般会計で収入済額95億5,888万6,025円、支出済額91億1,477万4,179円、特別会計の計で収入済額56億6,568万7,636円、支出済額51億311万4,004円、総額で収入済額147億2,457万3,661円、支出済額142億1,788万8,183円となっています。

この決算額を前年度と比較すると、一般会計では、歳入決算額で2億6,008万3,000円（2.8%）の増額で、歳出決算額は3億3,191万5,000円（3.8%）の増額となっています。

次に、4ページに移ります。

決算の概要について説明をいたします。

一般会計では、先ほど述べましたとおり、歳入決算額の状況7ページ第2表のとおりで、歳入総額が95億5,888万6,000円であります。

その主なものは、地方交付税30億7,636万1,000円、町税15億6,070万8,000円、国庫支出金14億960万円、県支出金9億5,000万6,000円となっています。

主な歳入について事項別にみますと、次のとおりです。1）町税について。

町税のうち町民税は収入済額6億1,047万2,000円で1,410万5,000円の増、固定資産税は収入済額7億3,815万9,000円で67万1,000円の減、たばこ税は1億5,096万6,000円で632万2,000円、3年連続の

減額となっています。町税全体では、前年度比で897万1,000円の増額になっており、未収入金額は7,962万8,000円、徴収率95.15%で1,751万9,000円の減となっています。現年度課税額分の徴収率は98.85%であり、0.12ポイント上昇しています。

また、滞納繰越額の徴収額は1,991万5,000円で441万4,000円の減となっています。

以下、2) 地方消費税交付金についてから、6 ページ、14) その他までは、御一読ください。

なお、10) 寄附金については、ふるさと応援寄附金2,985万5,000円が主な収入となっております。

また、14) その他で述べていますが、町有休地の有効利用、売買などの具体的検討や平成31年の中学校統合に伴う学校跡地については、地域における影響を加味して、事前からの住民説明等の取り組みが必要と考えます。また、公共施設等個別施設計画の策定とあわせて、平成31年10月に予定される消費税増税を意識した公共施設使用料の見直しなど、行政運営について組織的な取り組みが必要であると考えます。

7 ページには歳入決算額の状況、8 ページには最近3カ年の自主財源及び依存財源、9 ページには平成29年度自主・依存財源、地方交付税3カ年比較表、10ページには町債発行額年度別比較表、11ページには経常一般財源、12、13ページには平成29年度町税決算調書とそれぞれ示してあります。

次に、14ページ歳出に移ります。

冒頭に述べましたように、歳出総額は91億1,470万4,000円であります。

構成比順では、民生費23億8,754万4,000円は前年対比3,004万8,000円の減、教育費17億4,451万5,000円は前年対比4億7,314万円の増、総務費13億677万4,000円は前年対比551万8,000円の増、公債費8億3,672万6,000円は前年対比7,678万5,000円の増、農林水産業費7億3,994万9,000円は前年対比1億277万6,000円の減、衛生費7億3,326万7,000円は前年対比1,807万1,000円の増、土木費3億8,051万2,000円は前年対比1億9,463万円の減となっています。

目的別歳出額での主な支出及び状況については、14ページから16ページ並びに17ページの表で示していますので御参照ください。

次に、18ページには、経常経費充当一般財源の状況、また経常収支比率の推移をあらわしています。

18ページの下表にありますが、平成29年度の経常収支比率は91.2%となっており、平成28年度より1.7ポイント上回っております。引き続き、経常経費の抑制に留意願います。

19ページには性質別歳出の状況、20ページには性質別歳出の図表を示しています。

次に、特別会計に移ります。意見書の21ページです。

(1) 住宅新築資金等貸付事業に入ります。

これは、償還金の収納会計事業であります。

収入済額は18万円、収入未済額は2億9,971万4,000円です。

未償還額回収には分割納入などの措置もとられ、努力はうかがえます。引き続き対策を講じ、なお一層の努力を要望します。

次に、22ページ、簡易水道に入ります。

収入済額は1億1,653万7,000円で、前年度と比較して223万3,000円の減となっています。

主な内訳は、一般会計からの繰入金が1億1,590万7,000円で、2,376万5,000円の増となっています。

支出済額は、1億1,653万7,000円で、前年度と比較して621万6,000円の増となっています。

次に、23ページの（3）国民健康保険事業に入ります。

歳入歳出の決算の状況は、24、25ページに示してあります。

歳入総額は27億4,143万7,000円で、その主たる内訳は、前期高齢者交付金8億6,175万5,000円、国庫支出金5億7,797万6,000円、共同事業交付金5億2,912万2,000円、保険税4億1,846万4,000円となっています。

また、歳出総額は27億1,286万1,000円で、その主たる内訳は、保険給付費16億7,902万2,000円、共同事業拠出金5億7,203万9,000円、後期高齢者支援金2億3,271万7,000円、介護保険納付金8,782万3,000円となっています。

実質収支の状況は、本年度の実質収支額は1,544万6,000円の黒字です。

平成29年度において1,509万4,000円の積み立てを行い、決算年度末現在の基金額は5,002万9,000円となっています。

国民健康保険の運営は、歳入の確保と歳出の削減が課題となっており、歳入については保険税収率の向上、歳出については医療費適正化に向けた保健事業の充実と特定健診の受診率向上に期待し、運営協議会に図りながら、適切に行っていただきたい。

平成30年度広域化に伴う財政運営と国の財政支援の動向を注視して、今後とも国保事業の財政健全化に向けた取り組みに引き続き努力をお願いします。

26ページから29ページには、それぞれ実質収支の推移、被保険者1人当たり・1世帯当たりの保険税負担額の推移、目的別収支状況、国民健康保険税決算調書が示してあります。

次に、31ページ、介護保険事業に入ります。

介護保険関係の歳入総額は21億371万8,000円で、その主たる内訳は、保険料3億8,048万7,000円、国庫支出金5億6,185万6,000円、支払基金交付金5億2,802万2,000円、県支出金2億8,561万9,000円、繰入金2億9,194万1,000円、諸収入52万4,000円となっています。

また、歳出総額は20億7,103万5,000円で、その主たる内訳は、保険給付費18億4,016万9,000円、総務費3,836万4,000円、地域支援事業1億555万8,000円などとなっています。

32から35ページには、歳入歳出決算状況、基本負担割合、介護保険料決算調書が示してあります。

今後も地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業などを充実させ、地域の支え合いにより、高齢者が安心して生活できる地域づくりに取り組んでいくことが求められます。また、利用者が適切なサービスを受けるために、介護給付適正化の事業に積極的に取り組むことが望まれます。このため、保健・福祉・医療の関係機関と十分な連携を図りながら、円滑な介護保険の運営ができるように、一層の努力をお願いします。

次に、36ページ、（5）後期高齢者医療事業に入ります。

後期高齢者医療事業は、保険者（事業実施主体）である大分県後期高齢者医療広域連合が療養の給付などを行い、市町村は各種給付申請などの受け付けと保険料の徴収を行っています。

歳入総額は2億380万4,000円で、その主たる内訳は、後期高齢者医療保険料1億3,187万円、繰入金6,937万7,000円、繰越金140万2,000円などとなっています。

また、歳出総額は2億249万9,000円、その主たる内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金2億118万円などとなっています。

以下、36ページ、37ページにかけて、歳入歳出決算状況、被保険者、各種申請受付者の状況、後期高齢者医療保険料決算調書を示してあります。

次に、38ページです。

平成29年度玖珠町財政健全化審査意見書であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴い、審査の結果の報告をいたします。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施しました。

審査の結果、審査に付された、38ページ表中の健全化判断比率及びその算定となります事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていました。

個別に申し添えますと、①実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の15.00%を下回っており良好であります。

②連結実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の20.00%を下回っており良好であります。

③実質公債費比率は2.7%で、早期健全化基準の25.0%を下回っており良好であります。

④将来負担比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の350%を下回っており良好であります。

以上、是正改善について、特に指摘すべき事項はありません。

39ページには健全化判断比率の推移を示してあります。

次に、40ページです。

平成29年度玖珠町簡易水道特別会計経営健全化審査意見書であります。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の結果、審査に付された、40ページ表中の資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていました。

個別に申し添えますと、資金不足比率について、平成29年度の資金収支は黒字となっており、おおむね良好と認められます。

また、是正改善を要する指摘すべき事項はありません。

次に、41、42ページに審査意見書を記述しています。読み上げます。

審査意見書

財政運営について

6月15日、閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）において、現下の日本経済の課題と基本的方向性、人づくり革命及び生産性革命の実現、拡大、成長と分配の好循環の拡大、2019年10月1日における消費税率の10%の引き上げを確実に実現できる経済環境の整備と需要変動の平準化、2019年度予算編成に向けた基本的考え方が示されました。

その中で地方行財政については、基金の増減の理由、今後の方針を統一的に公表することや同規模の類似団体における経緯水準の比較など「見える化」されたデータを活用し、自治体や住民がみずから課題を発見し、解決、向上につなげていくよう、業務改革等を促進すること、地方交付税制度における地方創生の取り組みの成果の実現ぐあいに応じた算定シフトを地方財政計画上で反映することなどが明記されています。

本町では、地方創生の取り組みとして、玖珠美山高校生を対象とした公営塾の運営、観光と福祉の連携による雇用創出を目的とした豊後森機関庫公園周辺整備事業等を推進しています。また、前年度から継続費により整備しているくす星翔中学校の建設事業も進捗し、人の投資が進んでいます。

平成29年度決算では、経常収支比率は91.2%（前年度89.5%）と前年よりも悪化しています。その要因は、歳入では普通交付税の減、歳出では物件費、補助費等、繰出金の増などで、歳入歳出ともに悪化している状況となっています。引き続き国の動向を注視し、自主財源の確保と経常経費削減に向けた取り組みを行う必要があります。

歳入の内訳は自主財源、30.6%（前年度比0.7%増）、依存財源69.4%（前年度比0.7%減）となっています。歳出の内訳は、義務的経費40.3%（前年度比3.0%増）投資的経費19.4%（前年度比16.8%増）その他の経費40.3%（前年度比0.8%減）となっています。

平成29年度玖珠町財政健全化審査の結果は、いずれの比率も早期健全化基準を下回っており良好でありました。今後は、施設整備に伴う地方債の償還額が増加するほか、公共施設や道路の維持管理費等を注視する必要があります。今後とも、財政の健全性の確保、住民ニーズの把握に努め、福祉の向上のため、職員一丸となって行財政改革に一層努力をされるよう要望します。

町税等の徴収について

町税全体の収入額については、約15億6,070万円で、平成28年度と比べると約900万円の増となっています。全体の徴収率は95.15%で、前年度に比べ1.04ポイント上昇しました。

現年度の調定額については、給与所得等に係る個人町民税の増加や景気の回復傾向に伴う法人町民税の増加などにより、約1,160万円増加しています。一方、過年度の調定額（滞納繰越）については、積極的な滞納整理、差し押さえ、搜索、購買、欠損等の実施により約2,000万円縮減されました。

滞納整理の差し押さえ件数は、平成28年度の551件に対して、平成29年度は619件で68件の増、また、平成28年度から大分県及び九重町との徴収連携に取り組んでおり、高額滞納者への処分や搜索などが重点的に行われています。こうした取り組みによって徴収率は前年に比べ改善され、滞納繰越額も減少しています。

町税の滞納管理については、初期滞納者に対する滞納処分の強化、的確な財産調査に基づく債権や動産、不動産の差し押さえ、公売の推進等の取り組みが進められてきたところであります。しかしながら、収入未済額については、負担の公平性を確保する意味で、きめ細やかな収納対策を講じ、引き続き全庁的な課題として、その縮減に取り組むことが重要であります。

平成29年度の不納欠損額については、約370万円で、平成28年度と比べると約1,130万円の減となっています。不納欠損は、債権管理を確実に行った上で法に基づき行われるものであり、未収債権の管理を確実に行うとともに、明確な根拠のもとに、適切な処理に務めることが必要です。

財政運営の基盤となる歳入において、根幹となる町税は、進展する少子高齢化や景気の不透明感などから、決して楽観的な状況ではないことを認識し、引き続き課税客体の把握はもとより、徴収率向上に向けた取り組みを要望します。

43ページには平成29年度末債務負担行為の状況、44ページには基金の状況が示してあります。

地方自治法第241条第1項に基づき、いずれも法令、条例に基づいて適正な管理がなされていることを認めました。

最後に、45ページにまとめを記述しています。読み上げます。

まとめ

平成29年度一般会計並びに各特別会計決算書及び、財産に関する調書、財産管理並びに各基金の運営状況について審査をいたしました。

この間、関係各位には懇切丁寧な説明をいただき、感謝しています。

審査の結果は前述しましたとおり、各会計の決算、基金とも計数に誤りなく、非違な点も見受けられず、よく整理されており、会計整理は正確であると認めました。

さらに財政も健全に運用されて、黒字決算をもって翌年度に引き継げたことは、財政収支の均衡保持に努力された結果であります。

一般会計において、歳入は2億6,008万3,000円の増（前年対比2.8%増）になっています。地方交付税や県支出金、繰入金の減があるものの、国庫支出金、繰越金諸収入、調査やそれ以上に増額になったことが主な要因であります。

歳出は3億3,191万5,000円の増（前年対比3.8%増）になっています。久留島武彦記念館建設事業や農業参入企業施設等整備事業の事業完了による減などがあるものの、くす星翔中学校施設整備事業が本体工事に着手したことや、工業団地整備関連事業の実施に伴い投資的経費が大幅に増加したことが主な要因であります。

特別会計については、黒字決算をなし得たことは評価できますが、国民健康保険事業特別会計については、制度改正により平成30年度から都道府県を責任主体とした運営となりましたが、税の賦課や徴収は市町村が行うなど、その動向には注視する必要があります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴う健全化判断比率等についての審査結果は、平成29年度において、いずれの項目も早期健全化基準を下回っておりました。

このような状況を踏まえた上で、英知を結集し、財源の確保に努め、事務改善等による行政の簡素化、能率効率を高め、経費の節減に努めるとともに、第5次総合計画にある効率的・効果的な行財政基盤の構築の実現に向けた新たな行財政改革プランの策定を切望し、審査意見書のまとめとします。

次に、平成29年度玖珠町水道事業会計決算審査意見書に移ります。

平成29年度玖珠町水道事業会計決算意見書の目次の1ページ目をお開きください。

第1、審査の対象より第4、審査の方法までは記載のとおりです。

第5、審査の結果。

審査に付された決算報告書及び財務諸表は、関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、会計諸帳簿との照合結果も符合しました。

なお、決算内容、審査意見については次のとおりです。

平成29年4月に北山田簡易水道事業を統合したことにより、前年度決算と大幅な変動が生じております。

1. 決算の状況について

(1) 業務の実績は、意見書2ページに業務比較表に示すとおりで、北山田簡水を統合したことにより各項目で増加しております。

次に、(2) 予算執行の状況です。

意見書3ページから4ページに詳細を、13ページから14ページに別表(1) 予算決算対象比較表の参照をお願いいたします。

4ページから記載の収益的収支については、水道事業収益の決算額は2億3,422万7,192円、これに対する水道事業費用の決算額は1億9,220万9,010円となっており、収支の差し引きにおいて4,201万8,182円の収益が発生しています。

水道事業収益の内訳は営業収益1億9,550万7,285円となっており、主な内容については、給水収益1億8,736万9,940円、受託給水工事収益607万8,105円、その他営業収益205万9,240円となっています。

営業外収益では3,871万9,907円で、その内訳は、預金利息3万4,347円、長期前受金戻入3,868万3,040円、その他雑収益2,520円となっています。

次に、水道事業費用の内訳は、営業費用1億708万319円となっており、主な内容は原水及び浄水費として3,304万6,871円、配水及び給水費で2,209万5,510円、受託工事費607万8,105円、総係費3,197万6,146円、減価償却費7,688万3,687円となっています。

営業外費用は2,142万8,949円となっており、内訳は、企業債利息1,157万3,849円、消費税985万5,100円となっています。

特別損失は69万9,742円となっています。

資本的収入及び支出ですが、収入については、本年度は施設整備に関する国庫補助金、企業債借入れ、出資金などによる収入はありません。

一方、支出については、施設の維持管理関係費などが主なもので、内訳は、建設改良費2,467万764

円、企業債償還金4,135万7,921円で、総額6,602万8,685円となっています。

資本的支出に対して資本的収入が不足する額6,602万8,685円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,171万3,465円及び過年度分損益勘定留保資金1,318万5,556円、当年度分損益勘定留保資金3,820万647円、減債積立金292万9,017円で補填されております。

一時借入金については、借入金の限度額は1億円となっていますが、本年度の借り入れはありません。

議会の議決を必要としなければ予算の流用ができない経費についても、予算の範囲内で執行されております。

(3) 経営状況ですが、収益的収支の状況は意見書5ページから8ページに詳細を、15、16ページに別表(3)の損益計算書を記載しています。

ここからは税抜き額となりますが、今年度は総収入額2億1,980万5,890円、総費用1億7,961万5,172円となり、差し引き4,019万718円の当年度利益が生じています。

総収益は前年度と比較して1,689万2,766円(8.3%)の増となっています。営業収益のうち給水収益に目を向けると、北山田簡水を統合したことにより11.9%増加しています。受託給水工事収益、その他営業収益は加入者数の減により前年度より減少しています。総費用は前年度と比較して1,104万2,017円(6.6%)の増となっています。

職員の人件費に伴う費用が増加していますが、北山田簡水を統合したことにより職員が1名増加したことによるものです。

減価償却費、動力費、委託料等が前年度より増加していますが、いずれも簡水統合による要因であります。

以上の営業成績の内訳については、意見書6ページ及び前年度比較は15ページから18ページに記載しておりますので参照願います。

(4) 財政状態については、意見書9ページから10ページに詳細を、27、28ページに前年度と比較した貸借対照表を記載していますので参照願います。

北山田簡水統合に伴い、資産については施設や配水管等の有形固定資産の増加、負債については企業債を引き継いだことによる増加、資本については自己資本金が増加しています。

次に(5)経営企画分析ですが、民間企業の経営指標と対比できない公営企業の経営成績を同規模、同種の外部団体と比較することにより課題の早期発見や検討等に活用できるように、意見書21から26ページの別表6、それから(6)経営比較分析表を記載しています。

最後に、12ページ記載のまとめを読み上げ、玖珠町水道事業会計決算及び経営健全化審査意見書の報告を終了します。

(7) まとめ

平成29年度決算の概要について、それぞれの項目で意見等を申し述べましたが、北山田簡水道事業を統合したことにより、前年度決算と比べ大幅な数値の増減が生じています。

収益的収支における純利益は、前年度に比べ585万円の増益となっています。収入の柱である給水収益は、簡水統合の影響もありますが、大幅な増収となっています。人口減少や節水機器の普及等により、今後は増収が期待できない状況にあります。また、収益性を示す有収水量1立方メートル当たりの供給単価が給水原価を35円39銭上回り、供給益が生じています。これは経常費用の抑制を行い、給水収益の確保に努めていると思われます。

統合により収益はふえましたが、その反面、固定資産規模は大きく膨れ上がり、その中には老朽化した施設や配水管も含まれています。また、減価償却費等の増加で水道事業経営を圧迫する傾向は、当分の間続くものと思われます。また、施設の更新や給水区域の拡張に伴う配水管整備などに多額の投資が必要になることから、経営環境はより一層厳しくなっていくものと予想されます。

平成30年3月には、玖珠町水道事業経営戦略、アセットマネジメント、くすまち水道ビジョンが策定されたところであります。経営戦略は、組織や事務事業の効率化、経営環境の改善など、水道事業経営基盤の強化を目的としています。策定に沿った形で事業が展開されることを期待します。今後もくすまち水道ビジョンに掲げた経営理念、自立的な運営基盤の確立と質の高い水道サービスの提供という水道事業の将来像に向かって、安全で良質な水の安定的供給に努められるとともに、経費の削減や計画的・効率的な事業の推進に取り組まれるよう要望します。

以上で、玖珠町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算に関する審査結果の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（河野博文君） これで、代表監査委員による審査結果の報告を終わります。

日程第1 議案質疑

（議案第62号から議案第81号、諮問第1号、報告第7号及び報告第8号）

○議長（河野博文君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集をお出してください。

最初に、議案集1ページです。参考資料集は1から3ページです。

議案第62号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 9番宿利忠明です。

空家等対策協議会の設置に伴い、議案説明では15名の委員を予定しているというようなことでありましたが、具体的にどういうことを決めたいのか、したいのかお伺いします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） お答えいたします。

適正な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等、住民生活の生活環境に深刻な影響を及ぼす事態が全国的に発生しております。玖珠町としても、町民の生命、身体、財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を推進するため、空き家等に関する施策に関し、総合的かつ計画的に推進する空き家等対策計画を策定する必要が生じております。その計画の作成、それから変更並びに実施に関する協議を行うために、この協議会を設置するものでございます。

それに伴う協議会委員の報酬を定めるために、今回、条例の一部改正をお願いするものであります。以上です。

○議長（河野博文君） よろしいですか。

7番廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 7番廣澤です。

先般、全員協議会で集落支援推進事業、この方が空き家の関係も取り組むということで報告されているんですが、その辺でまちづくり推進課と総合戦略室、どういう関係になるんでしょうか。空き家については戦略室のほうで推進委員がやるということで、項目に上がっているんです。今言ったまちづくりのほうはまちづくりでやると、空き家対策を。この辺の関係がよくわからないので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 空家等対策協議会というのは、空き家を調査した結果に基づいて、それをどう扱うかということを協議する場でございまして、その空家等の調査につきましても、まちづくり推進課のほうで今後行っていくようには考えております。

調査と集落支援員につきましても、連携はしてまいりますけれども、調査自体は今後の委託等による調査になるというふうに考えております。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） 廣澤議員の質問と同様ですが、先般、私たちが質問して説明を受けた中では、言うなれば集落支援員の業務について、集落点検、巡回、話し合い、空き家移住・定住、まちとの連携などというふうなことで簡単な説明を受けました。今言ったように、新たに玖珠町空き家対策の協議会委員をつくる。もう一方では、こういうふうな仕事の内容がダブっているわけですね。だから、そこら辺はもう少し整理をして集落支援員については提示をしないと、このまま今ぼんと提示されても、私たちもまだ中身がよくわからない状況で了解しましたというわけにはいかない。

それから、1点だけお尋ねしたいのは、確かにいいことなんです。集落支援員をつくって地域を把握すると。でも、私が心配するのは、集落支援員には月額16万近くの給与が支払われるわけです。一方では、同じような仕事をしているコミュニティの中で不平と不満と不公平感が出るのではないかと、いうふうに危惧しておりますが、そういった部分についてはどのように把握をして、今回これを提案したかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 今回の報酬の条例の一部改正につきましては、協議会を設置する。その目的は先ほど言いましたけれども、そういう空き家等の調査の結果に基づいて協議会が計画を立てたり、変更したり、実施に関する方針等を立てるためにするものでございまして、集落支援員の事業ということとはまたちょっと違うと思います。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） すみません。コミュニティからの不満等という点についてですが、先般お配りした資料の中にも抜粋で上げていますが、各コミュニティと色々な協議というか、現状等を聞いてくる中で、やっぱりどうしても人手がない、手が回らないというようなこともありましたので、そういった集落支援員という形で町と地元との連携をとる人がいるといいということは、コミュニティの役員の方からは理解をいただいているところであります。

○議長（河野博文君） 13番繁田弘司君。

○13番（繁田弘司君） おっしゃることはよくわかります。

ただ、私が言っているのは、ここでは空き家等対策協議会をつくる。もう一方では、そういったコミュニティと役場のコミュニケーションをとりながら支援員を置くと。支援員には月額16万の給与が支払われると。同じような、同様の仕事をしている人たちに対してはそういった部分がないということで、コミュニティと集落支援員のポジションがよくわからないんです、まだ、どういうふうな形にするかというのが。身分保障はこうなっています、それからコミュニティとの関係はどうなっています、その人のいうなれば身分保障のポジション、誰が指導し、どういうふうな勤務体系で仕事をするのかというのもまだ具体的になっていないし。だから、コミュニティの人が言っているのは、そういうふうな月額16万出して給与を払うような人じゃなくて、例えば職員がきちっとコミュニティと連絡さえとれば、あえてそういうふうな方を置かなくても済むんじゃないかと。

特に、いろんなことをやりたいと、巡回とか、どういうふうな意味を持っているんだろうか。その人がコミュニティにかかわって地域との話し合いをどういうするのかとか、それから空き家対策も入っていますし、移住・定住についても町との連携とか、いろいろ項目を上げていますけれども、これは本来、担当課がやれば済むようなことばかりなんです。

耕作放棄地については、これは農林課、水路については土地改良区、道路については建設課、共有地の管理については総務とか、それをきちっとまだわからないまま、ぼんと予算つけて提案するというに関しては、なかなか理解が私としては得られないので、再度お尋ねしますが、どういった主目的と身分保障がどうなっているかというのについて、簡単でいいですから説明をお願いします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） この議案は、平成26年度に策定された空き家対策特別措置法の第7条第1項に基づく玖珠町空き家等対策協議会を設置したいというもので、それに基づいて協議会委員の報酬を定めるために今回お願いするものでございまして……。

○13番（繁田弘司君） わかりました。間違っていました。

○議長（河野博文君） 関連していたと思いますので、最後まで聞いてください。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） その空き家対策協議会の中で……。

〔「わかった」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 計画の策定や変更、それから実施に関する協議等を行うためにその協議会を設置するというものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 各種評議委員会審議会の中で、この参考資料の中にも総合行政審議会というのがあるので、この会の中でそうした空き家対策についても、あえて空き家対策というので、移住とかして空き家対策を解消していくというんじゃなくて、ただいま話を聞いたところで、課に附属して、周辺に迷惑をかけたり景観を著しく壊しているところについて、その空き家を撤去するかとかいう、そこら辺のところの協議会じゃなかろうかというように、私、今理解したいんですけども、そうした場合、この総合行政審議会の中でそうした問題は協議されないのは、あえてこうした新しく協議会をつくって協議する必要があるのかどうかということについてお尋ねします。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） この協議会では、それぞれ専門的な知識を持った法務とか不動産とか建築、それから福祉の関係の方などを委員として、空き家の適正管理について協議をする場ということでございますので、これはこれで必要というふうに考えております。

○議長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 専門家を入れるのは、そういった物件が出てからこの物件についてどうすればいいかというときに、よくアドバイザーなり専門家の意見を聞くという。まず、最初から仮定の中でこういう問題が起きたときにはどうするのかというような協議会をしても、これは仕方がないんじゃないかという気がするんです。

例えば、景観を著しく阻害した空き家があったり、今にも壊れそうな空き家があって、持ち主もわからない、そうした物件が出てきたときに、これをどう対処してくかというところで専門家なりの意見を聞くということで、前々からこうした協議会を設置しておいて、そうした事例のときにはどう、マニュアルづくりのようなことでそれに対応できるかという、またそのときになると個々で違ってくるんで、また専門家に聞かならん。そのときのための準備のための協議会の設置ということですか。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 今後、問題となるであろうそういう空き家について、適正管理をするために、空き家に関する対策の基本的な方針とか、計画の期間とか、空き家の調査に関する事項、それから適切な管理の促進に関する事項、それから特定空家といって、先ほど議員さんが言われたような空き家が発生しているときにどういうふうな対応をするか、そういうことについて、あらか

じめ方針を立てていくということから、協議会を設置するものでございます。

○議長（河野博文君） 5番松下善法君。

○5番（松下善法君） ちょっと私が気になったのは、協議委員会の委員さんたちというのは、ちゃんとした家屋の業者さんが見て、出したデータを持ってきて、そして、それを精査する委員ということとでいいんですよね。その委員の方たちが家を調査するんじゃなくて、普通に外部委託して、ちゃんとほかの専門の業者さんに見てもらったデータを精査して、今後どういうふうにするかということを考える委員ですよね。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 今、松下議員が言われたこともありますし、そのために事前に基本方針等を定めるということも含まれております。

○議長（河野博文君） 他にありませんか。

1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 今、いろいろ聞いておったんですけども、その委員さんはどのような基準というか根拠で選ぶんですか。上位法、法律で選ぶのか、規則で選ぶのか、要綱で選ぶのか、条例、いろんな取り決めがあると思うんですけども、どういう基準で選ぶような考えを持っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 設置要綱の中で、先ほど言いましたけれども、法務とか不動産、それから建築等に関する有識者の方を15人以内をもって組織するというふうにうたっております。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） それでは、現実にもう要綱はつくっておるんですね。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 要綱は、まだ制定はしておりません。本条例が承認されれば、制定する計画にはしております。

以上です。

○議長（河野博文君） 12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） ちょっと聞いておると、空き家対策、空き家があちこちにできていますよね。その空き家をこういった物件がありますよ、これを今までやってきた改修してでも、玖珠に移住する人に貸し出すとか、そういうこともやりながら、また、先ほど宿利議員が質問した、田舎ではかなりもう傾いたぐらいのこっちゃない棟が落ちた家とか、これも空き家ですよ。そういったのを対策室をつくって検討して、これはいかにも景観が悪いからどうするか、持ち主もわからんといったのが出てきますよね。そういったのも委員会で検討していくんです。そして検討して行って、これをどうにかして壊さないかん。持ち主はわからない。そういったのを今度は行政が金を出して壊してくれるんです。壊したりするようなことになっていくんじゃないか。対策を練らないかんからです。そう

いったこともできるんですか。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 今、藤本議員がおっしゃられたように、そういう行政処分とい
いますか、勧告とか指示とか、最終的にどうにもならないということになれば、除却とかいうことに
もなっていく可能性もあります。そういう協議をする場です。それとあわせて、適正管理のほうで空
き家バンクに登録していただくとか、そういうこともあわせて行うように考えております。

○議長（河野博文君） 12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） しっかりした家は空き家バンクで紹介していこうと、そういったことならま
あいいですわ。けれども、あとの空き家の棟が落ちる、もうぼろぼろになって景観が悪い、そこま
でなっとらんと犯罪の侵入にもならんとも限らんとか、そういったことまで始末をするということにな
ると、これ財政は持てますか。

そういったことは町がやってくれるんだとなれば、放置する人も出てきやせんですかね。もう家を
取り壊すのに多額な金がかかるから、もう行政にお願いしよう、お願いというよりも知らんふりをし
ようというような考え方も出らんとも限らん。そういったところはどこをどう考えているんですか。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 先ほど申しましたのは、そういう持ち主もわからない、どうし
ようもないという場合は最終的に代執行という方法もあり得るということで、その前段として、助言
とか指導とかあるいは勧告とか、そういうことをやっていって当然、所有者の把握にも努めます。そ
ういったことをやっていった上で、どうしても持ち主がわからない、どうしようもないというような
状況になったときは、代執行ということもあり得るということでございまして、全てを行政が片づけ
るということにはすぐにはつながりません。それを協議会の場で協議をするということございまし
て、最終的には町長の判断によるということになります。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 今、行政の中において、こういった空き家、結構、空き家が山間地にいきま
すとあります。まち中でも結構あるんです。これに対して、そういった組織的に行政の中で、空き家
があることによって周りの方からいろんな問題を、どうかしてくれといういろんな言葉が結構、私は
あると思うんですけれども、だから今度これをつくることによって、具体的にそれをきちっとやって
いくということなんでしょうか。今まで、行政はなかなかそこまではできなかったという状況が今ま
であったのか、いや、できなかったらこれからこの指導員をつくって、これをやるという方向でよろ
しいんですか、最終的に。空き家、もう潰れかかった家もあります。そういうのをきちっとやる。そ
して、その協議会で協議されたことに対しては指導とか、行政がきちっと指導や勧告などを行う。そ
こまでやっていくという一つの協議会であるんでしょうか。

○議長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 空き家も単にあいているから空き家ということではなくて、一応空き家の定義というのが法律上決まっておりますので、その定義に基づいて、先ほど言われたような空き家の場合は、協議会の中で指導とか勧告とかそういうのをやっていくということになります。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 私も前、一般質問で空き家対策のことを質問したことがあります。現に、非常に危険な通学路や通勤路等に影響があるようなところがたくさんあると思うんです。そういう現状、実際これぐらいの数量があるんだから、こういう会を持っておかないと、こういうところで協議しないとできないということをはっきりそういうふうに言わないと、何か回りくどくて、必要なんだということをもっと言わないとだめです。

○議長（河野博文君） 質問ですか。

○8番（石井龍文君） どのぐらいあるかというのを。

○議長（河野博文君） どのぐらいあるかという質問だそうです。

中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） 現在、町のほうで持っている直近のデータといたしましては、以前、石井議員から御質問のございましたときに回答させていただきましたが、平成24年から25年に行った結果のデータしかございません。また、現状としてはもっとふえているというふうには感じておりますので、そういう協議会をつくって、これからもふえるであろうそういう空き家について対策を講じていく必要があるので、この協議会は設置しなければならないということでございます。

○議長（河野博文君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集2ページです。参考資料集は4ページです。

議案第63号、玖珠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番高田修治君。

○11番（高田修治君） 1点だけ御質問します。

大変勉強不足で申しわけないんですが、ここの理由に、職員の要件を緩和するためということ出ています。上位法が変わったのか、それとも玖珠町の現状を見たときに、非常にこの支援員さんの確保が難しい状況にあるのかなと、どちらかということと、状況だけお知らせください。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 要件緩和につきましては、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（河野博文君） 11番高田修治君。

○11番（高田修治君） 中身はいいです。

10条を読んでみましたところ、この2つの提案は全く問題ありません。いいと思います。と思いますが、現状だけ、決算か何かで出るとしますので、そのときで結構であります。よろしくお願いします。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） すみません、先ほどの件ですが、町長の当初の議案の提案理由の説明において、本件の放課後児童につきましては、運営管理する基準の一部改正ということになって、職員の要件緩和、上位法のほうでということで法制室のほうとしては受けています。

以上です。

○議長（河野博文君） 11番高田修治君。

○11番（高田修治君） わかりました。上位法であれば、これはもう当然変えなならんところでしょう。ですから補足で要らんことを言いましたけれども、現状だけは、玖珠町の現状を次回、決算委員会で結構であります。よろしくお願いします。

○議長（河野博文君） 課長いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 確認です。

本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 次回までに詳しく議員さんのほうにも教えていただきまして、報告させていただきたいと思います。

○議長（河野博文君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集3ページです。参考資料集は5ページです。

議案第64号、玖珠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集4ページです。参考資料集は6から7ページです。

議案第65号、玖珠町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集6ページです。

議案第66号、玖珠町スクールバス設置及び管理に関する条例の廃止について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集 7 ページです。参考資料集は 8 から 9 ページです。

議案第 67 号、平成 30 年度鳥獣被害防止総合対策（鳥獣被害防止総合支援事業）鉄線柵（H＝1.8 m）購入契約について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） この入札には、町内業者が何社参加したのか、町外業者も参加したのか、お伺いします。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長（藤林民也君） 本入札につきましては、農業用資材の入札参加資格申請書を町に提出している業者で、町内に本店または支店を有する者 6 者を指名して入札をいたしております。

以上です。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） ほかにありませんか。

8 番石井龍文君。

○8 番（石井龍文君） 8 番石井です。

この設置をするときに、中に減反の部分、そういう田があったときに、そこをよけて設置したという案件が 1 件あって、これは取り込んだらもっと距離が短くなるかなというような気がしたときもあるんです。だから、一部山にかかって。そこ辺の決まりとかどういう、そこ辺があるのかなのか、ちょっと教えてください。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長（藤林民也君） 設置場所、設置箇所等につきましては、申請のあった地区の方々と事前に設置場所を現地のほうを歩きまして、地元の集落の方と協議して設置位置は決定いたします。

以上です。

○議長（河野博文君） 8 番石井龍文君。

○8 番（石井龍文君） 1 カ所、私、気になったところがあったので、減反をしてあるところをよけていくわけです。そうじゃなくて、それを取り込んでしまえば、半分以下で距離が通るのに、わざわざその減反の部分をよけるわけです。距離が倍ぐらいそこだけでもなる。何でそうしたのかなというのがよくわからなくて、そういうところをもうちょっと効率よくできるようにしてもらいたいと思います。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長（藤林民也君） 石井議員が言われる場所、私も今この場では把握をいたしておりません。ですが、担当職員のほうで地元の設置者については効率的な設置の仕方等の指導をしております。今後も本当に効率的な設置について、石井議員の言った地区は、私もまた後で調べてみたいと思いますが、努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） もしわかれば、地区を教えてください。

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集 8 ページです。参考資料集は10から11ページです。

議案第68号、くす星翔中学校備品購入事業スクールセット購入契約について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 玖珠町の財産条例では議会の議決に付さなければならない財産の取得、処分または処分は予定価格700万以上であるということでございますけれども、今回提案されているのは257万400円でございますけれども、入札減があったのかお伺いしたいと思います。

それと、入札業者は何社参加したのか。

それから、大変安く落札したのではないかと考えていますけれども、品質的には問題がないのか、そういう見解がありましたらお伺いしたいと思います。

○議 長（河野博文君） 長尾新中学校開発推進室長。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 中尾議員の御質問に回答いたします。

まず、今回のこのスクールセットの入札につきましては、設計金額が829万4,400円でございます。ということで、その財産条例のほうに該当する議決案件ということでございます。

また、業者のほうであります、町内の業者5者を指名して入札をしております。

そして品質につきましては、そちらの参考資料のほうに納入参考型番ということで9つの型番のほうを示しておりますが、いずれもいわゆる同一の仕様の部分でございますので、同等品という扱いになります。ということで業者のほうからはこの9つの製品の中から1つを納入していただくというような形になります。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 予定価格が829万400円と言いましたけれども、落札したのが257万400円ですか。物すごく差があるんですけども、入札条件とかいうのはどんなふうな条件で提示したのか。例えば、普通やるときに、メーカーを指定するとかいろいろありますよね。型番だけでよかったのか、何かこれから見ると物すごく安いから、実際の品質が悪いんじゃないかなというような感じを持って

おるんですけれども。

○議長（河野博文君） 長尾新中学校開発推進室長。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 先ほど申し上げました参考型番の件であります。当初からこの9品目について指定したわけではございません。業者のほうに参考見積もり等を出す中で、この品物も同等品ではないかということで、こちらのほうに問い合わせが入りまして、カタログやいろいろなもので確認した上で同等品であると、品質的にも問題がないという部分について指定して、再度本入札のときにはこの部分を指定して出した分でございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 最後になりますけれども、こういう入札には最低制限価格というのは設けないんですか。今後の方針もどんなふうな考えを持っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 入札、工事審査関係、総務課が持っておりますが、通常の工事と標準的なものについては考えられるんですが、備品等につきましては、使用の程度に対するもの等、どれだけ安ければだめとかいうことも立てられませんので、備品購入、車の購入等もそうですが、現在において、最低制限等は設けてございません。

以上です。

○議長（河野博文君） ほかにありませんか。

8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 天板のカラーがチェリー柄となっているんだけど、チェリー柄というのはどういうものか、ちょっとだけ教えてください。

○議長（河野博文君） 長尾新中学校開発推進室長。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） チェリー柄ですね。ちょっと調べさせていただきたいと思います。申しわけありません。

○議長（河野博文君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集9ページです。参考資料集は12から14ページです。

議案第69号、くす星翔中学校備品購入事業メディアセンター用機器購入契約について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第70号、平成30年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

別冊となっています。お出しください。

2 ページ、第 1 表歳入歳出補正予算、歳入から 13 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出最後まで、質疑はありませんか。13 ページまでです。よろしいですか。

(な し)

○議 長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

次に、14 ページ、2 歳入、13 款分担金及び負担金から 18 ページ、22 款町債最後まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議 長(河野博文君) 質疑なしと認めます。

次に、19 ページ、3 歳出、2 款総務費から 25 ページ、4 款衛生費、清掃費最後まで、質疑はありませんか。

9 番宿利忠明君。

○9 番(宿利忠明君) 先ほども出ておりました集落支援推進事業につきまして、ちょっとお尋ねをしたいと思いますけれども、全員協議会の中で、自治員代表者協議会で説明をして了解をいただいたというような説明があったんですけれども、その自治員代表者協議会ではどのような説明をして、どのような了解があったのかをお尋ねいたします。

○議 長(河野博文君) 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中島圭史君) お答えいたします。

この自治員代表者協議会では、集落支援員ということではなくて、自治区の再編について一番高齢化の進んでいる八幡地区からことしは入るということについてお話し申し上げて、了解をいただいたということでございます。自治区の再編のほうで、そちらから入るので、あわせて集落支援員について配置をしたいというのは、この代表者協議会での話ではございません。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議 長(河野博文君) 9 番宿利忠明君。

○9 番(宿利忠明君) そういうことなら何でこの部落支援推進事業に、冒頭に出さななんのですか。そういう集落の再編とかに出すの、いかにも、ここでは冒頭に意見を検討して、自治員代表者会議で説明をして、八幡地区から取り組みを始めることの了解をいただいた。この推進事業の推進員について、あとはずっとこの課題とか支援員が行うこととか、全然こういうことの説明はなくて、ただ自治区の再編について、まず高齢化が進んでいる八幡地区にこういう一応モデルとして 1 人を配置したいという、この説明だけだったんですか。この自治員代表者協議会では。

○議 長(河野博文君) 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長(衛藤 正君) 今回、玖珠町集落支援推進事業についてという資料を出す際に、いろんな提案の背景という形で一番冒頭に持ってきていますけれども、自治員代表者協議会では先ほど中島課長のほうが言いましたとおり、昨年からいろいろ自治区の再編をということで各地区で話し合ってきましたが、なかなか難しいこともあり、八幡から進めていくということを自治

員代表者会議では了承を得たんです。そういうこともあって、ほかの2項目め以降に書いてありますようないろんな課題、また町から見た課題や町が行うことということで、今回、集落対策、自治区再編も含めたところで八幡からモデル地区としてやっていきたい、とりあえず1名配置したいということで提案したものでございます。

○議 長（河野博文君） 9番宿利忠明君。

○9 番（宿利忠明君） 最後は、地域マネジャー制度の導入に向けた調査、課題の把握、これは町長が当初から言っている公約が地域マネジャー制度を入れたいというのは。この公約を入れる前にこうした支援員でちょっと様子を見ようかなという感じを受けるんですけれども、やはり本人が選挙公約で上げた地域マネジャー制度の導入ということになれば、これはどういう制度であって、まずこの制度について賛否を問うて、それから入ってくるべき問題だろうと思っております。それをこうしたような集落、自治区の再編から支援員を八幡が高齢化だから1人置きますという入り方が、非常にこれは全員協議会の説明を聞かないと、ただ部落支援の報酬についてのこういった補正予算で金額が出てきて、これは何ですかという、実はこれはこういうことなんですと。

やはり公約で地域マネジャー制度を最終的に入れたいというのであれば、やはりこの地域マネジャー制度とはこういうもので、これをやっぱり議会で図って、この制度に賛否を問うて、それからとにかく最初から全地区じゃ難しいからというような形をとらんと、こういう入りをされたんじゃ、なかなか補正予算に上がってきているこれが適当かどうかだけで判断していいのか、非常に私は疑問に思うわけです。この点について、私は町長にお聞きしたいと思います。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 今、宿利議員から質問ございましたし、先般から全員協議会の中で職員が説明申し上げたことが言葉足らずといいますか、説明不足の点もありましたので、あわせまして、私のほうから回答申し上げたいというふうに思っています。

まず、集落支援員と地域マネジャーについては別個のものだというふうに御理解をいただきたいと思っています。地域マネジャー、私の選挙の公約でもあり、所信表明のときに3月議会、6月議会でそれぞれ地域マネジャーとはどういうものかという質問をいただき、回答を申し上げたんですが、この集落支援員は総務省の既にある平成20年度から始まっている制度で、地域のいろんな課題とか解決をしなきゃいけない項目について点検をしてくれ、そのために地域の方々を集めたり、みずから巡回しながらその調査をしてくれ、課題解決に向けた課題の拾い上げをしてくれと、そういうことでもう既に全国的に平成20年度から導入されている制度でございまして、そのことを知っていた私は、やはりこの玖珠町にも同じような現状だという判断の中から、その集落支援員プラスアルファ課題解決に向けて実行していただく、その中核になる人を地域マネジャーとして二段階設定の形で提案というか、公約に盛り込んだところでございます。

これまで地域マネジャーについて、るる答弁、方法を申し上げたつもりでございしますが、いろいろと地域の現状をお聞きする中で、何をじゃ地域マネジャーの役割としてやるかということ自体が地域

によって定まっていない。地域によっていろいろ実情が違うということがだんだんわかってきたものですから、地域マネジャーを定義づけて、その地域にすぐさま解決に入っていただくというのは、少々これは再調査をし時間を要するというふうに判断したところでございます。したがって、地域マネジャーの２階建ての部分の役割については当面調査検討をさせていただくということで、同様にその基礎となる地域の問題解決、そういったものを調査していただくというふうに思っていたところでございます。

そのような中で６月１５日だったと思うんですが、自治員代表者会議がありまして、町側からとしては自治区再編の提案をいたしました。同時にコミュニティー協議会や自治員協議会代表の方から、非常に今コミュニティー協議会のそれぞれの業務が多忙になって、年間１３０日とか会議等に出なきゃいけないということで、コミュニティー協議会のあり方も含めて、この地域の事情をわかってほしいという強い要望をいただきました。

そういった経過もありまして、地域ごとの課題を個別に拾い上げる必要があるんだということで、この前、全員協議会のときに皆さんからいただいた質問等もありますけれども、自治コミュニティー協議会の職員がすればいいんじゃないとか、役場の職員がそれをするのが仕事だろうがということをお願いしたわけですが、これはやはり地域によって複雑な部分がございますし、どれだけ、どの度合いで巡回をするか、地域の方の声を掌握するかということは非常に専門性、選任性を要すると、それにはまってもらわなきゃいけないということもありまして、既存の集落支援する制度を導入して、その対応に当たっていただくということでございました。したがって、コミュニティー協議会や町の職員が通常業務の合間を縫いながらやるにはちょっとハードルも高いし、時間的な余裕もないということから、講習等もあるこの集落支援員の制度を導入してやっていこうということでございます。

したがって、その自治区の再編、ただ数合わせでいいのかということだけでなく、やはり地域の実情がいろいろ絡んできますので、集落の自治区のあり方、こういった部分も含めて専門的に、選任的に調査、課題の拾い上げをしていただくということに至ったわけでございます。

したがって、繰り返しになりますけれども、今回のこの集落支援員の導入のお願いについては地域マネジャーとはまた別のものだという御判断を一ついただきたいということと、八幡地区が、早速自治会のあり方、自治区のあり方、コミュニティー協議会のいろんな課題の拾い上げ等も率先してやっていただくために、６月議会に間に合いませんでしたので、今９月議会で補正として上程させていただいているものでございます。

とりあえず、全国的にそういうふうな形で、大分県内も８市町村で選任の方５３名の集落支援員が今活動されております。後続になりますけれども、当町におきましても１名、そういった選任的に動いていただくためのお願いでございますので、御理解を賜りたいということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野博文君）　ほかにありませんか。

7 番廣澤俊幸君。

○7 番（廣澤俊幸君） 7 番廣澤です。

先般の全員協議会でいろいろ議論が出たので、自治会館のほうに私、確認したんです。そうしましたら、8月の日にちはわからないけれども、公共施設のあり方についてまちづくり推進課のほうの説明というか、進行で話があったと。公共施設の話があったと。その中で町長が、集落支援制度の話を冒頭の挨拶の中でされた。しかしながら、具体的に議題に上がっていない。それから資料はない。それから具体的活動、何をやるかというのも示されていないと。自治区、コミュニティーは、この件について十分な認識をしていないんです。理解をしていないんです。だから、言うなれば、これは一方通行として進められているような気がしてならないんです。もう一度やっぱり整理する必要があるんじゃないでしょうか。十分理解されていませんよ、各地区は。このことについてどう認識をされているのか伺いたします。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） それではすみません。ただいまからは自席で回答させていただきます。

今、8月に公共施設の話をしたときということです。私、8月の公共施設のときには、たしか出席していなかったと思うんですけれども、いずれにしても、これまで各所でそういう話を公にしたかという分については、数多い中でちょっと具体的な記憶はございませんが。

いずれにしても、先ほど言いました6月15日の自治員代表者会議の中でさまざまな意見が出されて、地域コミュニティー協議会の制度がスタートしてもう12年たつと。いろいろと当初と違って行政ニーズやいろんな福祉の問題や健康増進の問題等々、ニーズが非常に多くなって、今コミュニティー協議会や自治員協議会は非常に業務が多くなって大変だという話はしっかりし、その中で先ほども言いましたけれども、町側も自治区のあり方、同時にやりたいということで、これはもう八幡地区をモデルにして本格的に議論しないといけんですねということに至って、先ほど答弁したような状況に至ったわけでございます。

今言われたように、コミュニティー協議会に浸透していない、自治員会に浸透していないんじゃないかという御心配でございすけれども、これはもう逆にずっと前からそういう話を、私も町長就任する前からいろんな地区の協議会等に参加した中でこういう話を聞いてきた中での話でありまして、とりわけ八幡地区については、自治会館館長、そして自治員協議会の代表の方にも相談申し上げたら、非常に助かるという話を伺ったものですから、今回補正でのお願いを提案したところでございます。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 7 番廣澤俊幸君。

○7 番（廣澤俊幸君） 7 番廣澤です。

いずれにしても、聞いたところでは理解をされていないんです、十分。それで、特に具体的な活動としてこういうことがうたわれているよという話をしたところ、これについての報酬について16万6,000円だと、片やコミュニティーの中でやっぱりいろいろやってくれている人については無報酬だ

と。先ほど繁田議員も言われたように、この辺の差について疑問を持っている人、各地区コミュニティー、自治会館の職員がいるわけです。こういうのをきちっと解決して、その上で取り組まないと不信感だけ募ることになると思うんですよ。この点、もう一度、僕は考えたほうがいいんじゃないかなという気はしております。だから、これはいずれにしても、もう一度検討をし直してもらいたいという要望でございます。

○議長（河野博文君） ほかにありませんか。

宿利町長。

○町長（宿利政和君） それでは今要望をいただきましたので、来週13日に予定されています予算常任委員会までにいろいろと整理をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 今、町長から説明がございましたけれども、集落支援員とマネジャーは違うということでしたけれども、そういう考えでようございますか。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 当初、選挙公約、それから所信表明に対する答弁させていただいた、3月議会のときにお答えした地域マネジャーと今回の集落支援員は、全く別のものというふうに把握していただいています。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） それでは、集落支援員は実際の行動というか実践はしなくて、今回の支援員は調査、現状把握をするというような考えでようございますか。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） まずは、先ほどからも出ていますように、集落等の現状調査等々が一番メインになってこようと思います。その上で町と連携を図りながら、とれる対策等がないかとかいうところを一緒に考えていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 今後、八幡をモデル地区にしてやると言ったけれども、今から4地区にも今後広げていくというような考えをお持ちかお伺いしたいと思うし、そこ辺はどんなふうに考えていますか。

それから、地域支援員というのは私が思っておるのは地域の元気をつくとか、活性化を図る、農産物のブランド化を図るとか、地域の起業を起こすとか、そういうのは本当の地域支援員ではないかと思うけれども、本当に今回の支援員は現状調査するのみというようなことでございますので、そういう判断をしておきたいと思います。

今後、全町的にも広める考えをお持ちか。

○議長（河野博文君） 衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 今回お示しした資料の一番下に書いていますように、

31年度以降につきましては同様の課題を抱える地区においても設置を検討していきたいというふうにしております。

○議長（河野博文君） ほかにありませんか。

12番藤本勝美君。

○12番（藤本勝美君） 聞いておりますと、いろいろとお聞きはしましたんで、予算委員会でやればいいじゃないかということもありますが、ちょっと私も一言添えておきます。

先ほど繁田議員が言われたようなことが本当に心配であることが多いんです。が、こういったことをやるときに、今までの行政のやり方を見たときに、行政の指導型ならいいけれども、主導型になるんですよ。これは十分考えて、支援員と十分話し合ってやっていかんと、何でもこれをやるぞと思ったら、指導型ならいい、「し」ですよ、指導。それが主導型になるから十分気をつけて、地元とその関係地域と十分練り合わせてやってください。でないと失敗になりますよ。批判が出ます。そのところを十分わかってやってください。どうもこれ重複したところが多いようでございます。

○議長（河野博文君） 質問じゃないですね。

〔「できますか、そういうこと」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 質問ですか。

衛藤総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 十分その辺は地元の方と協議を進めていきたいと思っております。

○議長（河野博文君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

次に、同じく25ページ、6款農林水産業費から34ページ、11款災害復旧費最後まで、質疑はありませんか。

10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 28ページの8款土木費の4目で特殊地下壕対策事業費として1,153万4,000円上がっておりますけれども、まず、これ埋め戻し工事の理由を説明していただきたいと思っております。地下ごうといえ、戦前、たくさん山合いにトンネルというか、そういうのがありますけれども、この場合は特別非常に危険な場所だから、こういう対策で1,100万円を使って埋め戻しをやるのか、その説明をお願いいたします。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 御質問にお答えをいたします。

特殊地下ごう、通常防空ごうと言われるごうでございますが、全国的にも旧陸軍が築造した防空ごうであったり、その指導によって国民の方が掘った防空ごうが数ある状況でございます。その中で年数が経過し、特にごう入り口付近の崩落があったり、中には湧水が発生し水たまりがあったりという

ような大変危険なごうに対して、国のほうが2分1の補助をする事業でございます。ですから、全ての防空ごうに対して事業が実施されるものではございません。

予算的な話になりますが、国が50%、残りの50%のうち80%が特別交付税という形で町のほうにお金が入ってくるようになっております。要は国がほとんど面倒を見るというような事業になっておりまして、この地区におきましては、入り口の崩壊、さらにはごうの中の崩落、さらには湧水で中に水がたまっているということがありまして、直接、国のほうの申請になりますが、県のほうが一応事業の内容について精査をし、写真等で現地確認をして採択になるということでございまして、ここについてはそういう形で採択になったということでございます。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 課長から説明ありましたけれども、今後この1カ所に限らず、そういった防空ごうが危険であれば、またこういった事業を行っていくのか、そこら辺をちょっと聞かせてください。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 私の記憶の中では過去一度、ごうが陥没し、その対策を行ったというふうに聞いております。一応、国のほうからの事業についてという説明の中には、平成33年度までという形になっております。この後、この事業が続くか続かないかというのは、ちょっと私のほうでは判断できませんが、事業が続けば当然行っていく必要があるかなというふうには考えております。

○議長（河野博文君） ほかにありませんか。

7番 廣澤俊幸君。

○7番（廣澤俊幸君） 7番 廣澤です。

大体補正予算というのは、当初予算に比べて10%以内が適切であろうと私は思っているんです。これを見ていると約3倍ですか。3倍以上ですね。こんな予算があるのかなとびっくりしているんです。逆で、補正額が最初にあって、そして補正額が297万5,000円だったらわかるんだけど、どうもこの辺の当初の予算がいいかげんであったんじゃないかという感じがしてならないんです。何でこんなにふえてしまったのか。当初の予算の甘さはなかったのか、この辺についてをお伺いいたします。

○議長（河野博文君） 梅木建設水道課長。

○建設水道課長（梅木良政君） 当初の計画が甘かったんじゃないかというような御質問でございますが、実はこの事業につきましては、昨年から動いております。県のほうが窓口でございまして、まず事前調査については町の単独でお願いしますと、それから調査、設計と工事というような流れになっておりまして、昨年の段階では工事が事業採択になったときに工事が当然発生しますが、同一年度で事業をすれば調査、設計、工事も補助対象になるんじゃないかというような提案もいただきました。昨年、当初予算でこの事業を考えておりましたときに、今回30年度の当初予算なんで、昨年の12月ぐらいから動いております。今回当初予算で委託料として297万円を予算にいただいております。その後、県と協議をしまして、工事については当初計上しておりましたが、採択になるかわからない

のでということで一応予算計上はしませんでした。

その後、8月に事前協議をしながら、工事についても同一年ということで全てが国庫対象になるという形で内示をいただきましたものですから、今回補正で計上させていただいたということで、私もできるだけ国の事業をいかに活用するか、予算的にも検討し、協議をしながら今回の補正になったというふうに思っておりますし、そういう形で理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（河野博文君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 25ページの産地パワーアップ事業でございますけれども、事業の内容をちょっと詳しくお知らせ願いたいのと、今後、産地をどのようにパワーアップしていきたいのか、考えがあれば伺いしたいと思います。

それから、今回の事業は地区がどこで、できれば誰がするのか、教えていただければ教えていただきたいと思っております。

それから、この事業は国・県の補助金ということになっていきますけれども、どちらの補助金か、お聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長（藤林民也君） 今回の産地パワーアップ事業につきましては、これは国の補助事業になります。国の予算のほうで29年度の補正ということで、県のほうから5月に調査が参りまして、そのため、今回9月の補正ということになります。

事業主体であります、事業主体の方は個人でございまして、菌床シイタケを栽培している方でございます、今回この事業に乗せて菌床のほう、ブロックのほうも自分のところで作成をしていきたいということでお話がありまして、今回この産地パワーアップ事業のほうで取り組むようになりました。

先ほど言ったように、国の補助事業でございまして国が2分の1、残りの2分の1は事業主体のほうで負担ということになっております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 補助金はいい事業と思うんですけども、町として、菌床シイタケの栽培化を目指すとか、地域全体で目指していきたいとか、そういうビジョンをお持ちですか。今回、補助金があるから個人がやったというようなことで終わらせるのか、将来のビジョンというか、どういうことをしたいという、まちをどういうふうにしたいというアイデアがありますか。お聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 藤林農林業振興課長。

○農林業振興課長（藤林民也君） 今回の産地パワーアップ事業につきましては、先ほど申しましたよ

うに個人の方に対する事業補助ということでございます。菌床シイタケの推進計画についてあるかということでございますが、特に菌床シイタケに限っての計画等は、町のほうは持っておりません。あわせてところでシイタケの振興、こちらのほうは具体的な計画等はそちらも持っておりませんが、振興していくという考えで今現在事業をそれぞれ進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） ほかにありませんか。

（な し）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑はありませんか。

（な し）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第70号の質疑を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

13時より再開いたします。

午後 0 時04分 休憩

△

午後 1 時30分 再開

○議長（河野博文君） 休憩前に引き続きまして再開いたしますが、休憩前に休憩時間を13時までと申しましたが、準備の都合で13時30分になりました。申しわけないと思っております。

それから、先ほど午前中の質疑に対して、長尾新中学校開校推進室長のほうから説明の申し出がありましたので、これを許可します。

○新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 先ほど第68号議案の中で、新中学校のスクールセットの机の天板カラー、これがチェリー柄となっておる件につきまして、石井議員のほうからどういったものかということで御質問がありました。これにつきましては、桜の木の木目調のものでございます。一般的に多く使用されている茶色系の天板ということでございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） それでは開会いたします。

議案第71号、平成30年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。別冊となっておりますので、お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第71号の質疑を終わります。

議案第72号、平成30年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第72号の質疑を終わります。

議案第73号、平成30年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第73号の質疑を終わります。

議案第74号、平成30年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第74号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第75号から議案第81号までの7議案は、平成29年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算の認定についてであります。

決算審査につきましては、決算特別委員会を設置し、付託の上、審査しますので、本日は大別して質疑を受けたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

最初に、議案第75号、平成29年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について、別冊となっております。お出しください。

1、2ページ、平成29年度玖珠町一般会計歳入歳出決算書から11、12ページ最後まで、質疑はありませんか。

（なし）

○議長（河野博文君） 13、14ページ、玖珠町一般会計歳入歳出決算事項別明細書歳入、1款町税か

ら65、66ページ、22款町債、歳入最後まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 67、68ページ、歳出、1款議会費から133、134ページ、5款労働費最後まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 次に、同じく133、134ページ、6款農林水産業費から171、172ページ、9款消防費最後まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 次に、同じく173、174ページ、10款教育費から223、224ページ、14款予備費最後まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 次に、225ページ、実質収支に関する調べから254ページ、基金（貸付状況）まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 全体を通して質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第75号の質疑を終わります。

次に、議案第76号、平成29年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。別冊となっています。お出してください。

1、2ページから7、8ページまでの歳入歳出及び9ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第76号の質疑を終わります。

次に、議案第77号、平成29年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書の10、11ページから22、23ページの歳入歳出及び24ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第77号の質疑を終わります。

次に、議案第78号、平成29年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決

算書の25、26ページから65、66ページまでの歳入歳出及び67ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第78号の質疑を終わります。

次に、議案第79号、平成29年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書の68、69ページから116、117ページまでの歳入歳出及び118ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第79号の質疑を終わります。

次に、議案第80号、平成29年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書の119、120ページから131、132ページまでの歳入歳出及び133ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第80号の質疑を終わります。

次に、議案第81号、平成29年度玖珠町水道事業会計決算の認定について、別冊となっています。お出してください。

1 ページ、平成29年度玖珠町水道事業決算報告書から29ページ、4、企業債明細表まで一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

議案第81号の質疑を終わります。

次に、議案集に戻ります。

議案集17ページです。参考資料集は15ページです。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

諮問第1号の質疑を終わります。

次に、議案集18ページです。

報告第7号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

報告第7号の質疑を終わります。

次に、議案集19ページです。

報告第8号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長（河野博文君） 質疑なしと認めます。

報告第8号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

日程第2 決算特別委員会の設置について

○議長（河野博文君） 日程第2、決算特別委員会の設置について議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員長から報告がありましたように、議案第74号から議案第80号までの7議案は、平成29年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算の認定についてであります。これを審査するため、11名で構成する決算特別委員会を設置したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、11名で構成する決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

日程第3 決算特別委員会委員の選任について

○議長（河野博文君） 日程第3、これより決算特別委員会委員の選任を行います。

ここで委員会構成のため暫時休憩いたします。

午後1時41分 休憩

△

午後 1 時 41 分 再開

○議長（河野博文君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

決算特別委員会委員の選任を行います。

決算特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっています。

これから、決算特別委員会委員を指名いたします。

1 番 中 尾 拓 君

2 番 松 本 真由美 君

3 番 大 野 元 秀 君

4 番 小 幡 幸 範 君

5 番 松 下 善 法 君

7 番 廣 澤 俊 幸 君

8 番 石 井 龍 文 君

9 番 宿 利 忠 明 君

10 番 秦 時 雄 君

11 番 高 田 修 治 君

13 番 繁 田 弘 司 君

の 11 名を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました 11 名を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、玖珠町議会委員会条例第 7 条 2 項の規定により、委員会において互選となっております。

委員の方々は正副委員長の選任をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午後 1 時 42 分 休憩

△

午後 1 時 43 分 再開

○議長（河野博文君） 再開します。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長に 9 番宿利忠明君、副委員長に 4 番小幡幸範君が選任されました。

日程第 4 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

（議案第 62 号から議案第 74 号及び議案第 75 号から議案第 81 号並びに請願 1 件、陳

情 1 件)

○議 長（河野博文君） 日程第 4、これより上程議案の委員会付託を行います。

お諮りします。

議案第62号から議案第74号及び議案第75号から議案第81号までの20議案は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会及び決算特別委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第74号及び議案第75号から議案第81号までの20議案は、付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会及び決算特別委員会に審査の付託をすることに決しました。

次に、請願 1 件、陳情 1 件につきましては、会議規則第92条並びに第95条の規定により、あらかじめお手元に配付しております付託表（案）のとおり、常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、請願 1 件、陳情 1 件につきましては、付託表（案）のとおり、常任委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

あす 4 日から 7 日までの 4 日間は決算特別委員会開催し、11日は一般質問を行い、12日は休会日になっておりますが、午前10時より本会議を開会、13日から19日までは各常任委員会を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（河野博文君） 異議なしと認めます。

よって、あす 4 日から 7 日までの 4 日間は決算特別委員会を開催し、11日は一般質問、12日は本会議、13日から19日までは各常任委員を行うことに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後 1 時45分 散会

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成30年 9 月 3 日

玖 珠 町 議 会 議 長 河 野 博 文

署 名 議 員 大 野 元 秀

署 名 議 員 藤 本 勝 美